

名称等 「沼津市都市計画道路の整備に関する基本的な考え方」の
策定について

担当 都市計画部 まちづくり政策課
直通 055-934-4760 内線 2574

1 内容

本市の都市計画道路の必要性や役割等を再検証し、目指すべき将来都市像実現のための都市計画道路のあり方について検証するとともに、都市計画道路事業をより効率的・効果的に推進するため、「沼津市都市計画道路の整備に関する基本的な考え方」を平成 30 年5月に策定しました。

2 目的

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を確保する上で重要な都市施設として、都市計画法に定められた道路です。

本市の都市計画道路は、これまでに街路事業や土地区画整理事業等により整備を進め、都市の発展の一翼を担ってきましたが、人口減少や少子高齢化の進展等、社会経済情勢が大きく変化しており、未着手路線の中には、当初決定の必要性等に変化が生じている可能性があることから、その必要性等を再検証するためのものです。

3 経過

策定にあたっては、有識者から提言・助言を受け、庁内検討会で検討を行うとともに、都市計画審議会において意見聴取を行いました。

また、広く市民の意見を聴くため、市民説明会の開催及びパブリック・コメントを実施しました。

4 今後の予定

「沼津市都市計画道路の整備に関する基本的な考え方」に基づき、未着手の都市計画道路を対象に必要性等の検証を行い、優先整備路線及び見直し候補路線を選定し、今後の都市計画道路のあり方(整備方針)を示してまいります。

5 その他

市ホームページに掲載しています。